証券コード267A
2025年10月９日
（電子提供措置の開始日 2025年10月２日）

株主各位

鳥取県米子市東福原二丁目１番１号
株式会社トワライズ
取締役社長　　古 山　英 明

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト
https://www.towarise.jp/ir/

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「トワライズ」、または「コード」に「267A」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席いただけない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

１．日　　時　2025年10月24日（金曜日）午後2時
２．場　　所　鳥取県米子市東福原二丁目1番1号　わこうビル3階
３．目的事項
（報告事項）　第62期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
（決議事項）
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

第62期　事業報告

（2024年8月　1日から
2025年7月31日まで）

1．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期における我が国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復などを背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、先行きについては、米国の通商政策の影響による景気下振れリスクに留意する必要があります。加えて、物価上昇の継続が、消費者マインドの下押し等を通じて、個人消費に及ぼす影響も懸念されており、依然として不透明な状況が続いております。

当社への影響につきましては、物価上昇により家計の負担が増大し、延滞率の上昇につながるなど信用リスクが一部顕在化しています。また、金融市場の変動等の影響により、今後の資金調達コストも更に増加するものと考えられ、十分な注意が必要であると認識しております。

このような状況の中、中期経営計画の最終年度となる当期につきましても、「レガシーから決別し未来を拓く」を理念に掲げ、3つの基本戦略（①利益基盤を確立させる事業戦略の推進、②経営体質・体制の攻守両面での強化とブランド・イメージ戦略の実行、③ＤＸ推進によるＩＴ・デジタル戦略の強化と業務改革の推進）に基づく取組みを推進してまいりました。

具体的な取組みといたしましては、2024年10月にTOKYO PRO Marketへの上場を果たし、企業ガバナンス体制の確立を進めました。また、収益基盤を確立させる事業戦略として、高利回りが期待できる専門サービス分野の拡販を更に推進するとともに、低採算事業の見直しを進め、利率引上げ交渉による個社別採算の改善およびＪＣＢ国際ブランドカードの廃止など、収益力向上に向けた事業ポートフォリオの組み換え、ならびに債権内容の良質化を目的とした与信の厳格化を実施いたしました。

これらの結果、当期の取扱高は478億64百万円（前期比82.8%）と前期比99億41百万円の減少となりました。これに伴い、営業収益は38億38百万円（前期比97.7%）と前期比88百万円の減収となりました。

一方、営業費用は33億11百万円（前期比89.7%）と前期比3億80百万円の減少となりました。これは、与信コストの減少、および過払金返還請求額が想定を下回ったことによる利息返還損失引当金の戻入を行ったことが主な要因であります。

以上の結果、当期の経常利益は6億16百万円（前期比228.7%）となり、前期比3億46百万円の増益となりました。当期純利益につきましては、ＪＣＢ国際ブランドカード廃止に係る費用等を特別損失に計上したことにより、2億12百万円（前期比32.5%）となりました。

【部門別の営業実績】

部門別の取扱高および営業概況は、次のとおりであります。

部門別＼期	第61期（2023年8月 1日から 2024年7月31日まで）	第62期（2024年8月 1日から 2025年7月31日まで）	前期比
	百万円	百万円	%
包括信用購入あっせん部門	12,597 (12,506)	10,924 (10,831)	86.7
個別信用購入あっせん部門	19,460 (17,707)	15,055 (13,783)	77.4
信用保証部門	24,471 (24,471)	20,688 (20,688)	84.5
融資部門	838 (838)	816 (816)	97.4
その他	437	378	86.4
合計	57,805	47,864	82.8

（注） 1. 取扱高の（　）内は元本取扱高であります。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 前期比は小数第1位未満を四捨五入して表示しております。

（包括信用購入あっせん部門）

包括信用購入あっせん部門は、昨年、国際ブランドであるVISAブランドを廃止してJCBブランドに統一しましたが、JCBブランドにつきましても、コスト上昇等の外部環境の変化によりサービス継続を断念し、当期末をもちまして廃止いたしました。

取引先の対面売上は前期並みに推移しましたが、JCBブランド廃止の影響で、当部門の取扱高は109億24百万円（前期比86.7%）となりました。

（個別信用購入あっせん部門）

個別信用購入あっせん部門は、新規加盟店獲得の強化を図り、取扱高の増強に努めましたが、経済情勢の変化等に伴い一部利上げを実施した影響により、当部門の取扱高は150億55百万円（前期比77.4%）となりました。

（信用保証部門）

信用保証部門は、物価上昇の継続により、一時的な資金の補填としてカードローンの取扱高が増加しました。その他のローン商品につきましては、キャンペーン実施により申込件数は前期並みを維持しましたが、経済情勢の変化等を踏まえた慎重な与信審査の影響により、当部門の取扱高は206億88百万円（前期比84.5%）となりました。

（融資部門）

キャッシングの取扱高は4億80百万円（前期比83.7%）、証書貸付の取扱高は事業性資金の需要が落ち着いたことから6百万円（前期比24.4%）となりました。その結果、再契約分を含めた当部門の取扱高は8億16百万円（前期比97.4%）となりました。

（そ の 他）

その他部門は、受入手数料がファクタリング収入を中心に前期比 20 百万円の増収となりましたが、一方で、システム売上が前期比81百万の減収となりました。その結果、当部門の取扱高は3億78百万円（前期比86.4%）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の主な設備投資は、会計・販売管理クラウドシステムの導入10百万円、督促支援システムのサーバ更新 4 百万円、およびＩＶＲ音声応答装置のマルチメディアボックス更新3百万円であります。

(3) 資金調達の状況

借入金の期末における残高と前期比増減額は、次のとおりであります。

項　　目	残　高	前期比
短期借入金	21,100百万円	△3,200百万円
長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金含む）	11,968	1,547
合　　計	33,068	△1,652

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 事業の譲渡等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社が更なる飛躍を遂げるためには、持続的成長を支える経営基盤を一層強固なものとすべく、低収益事業の縮減に合わせて、成長領域への資源集中を引き続き推進し、安定した利益構造を確立していく必要があります。

よって、旧来の営業スタイルを抜本的に見直し、マーケティング戦略を取り入れるとともに、それを支えるインサイドセールス、フィールドセールスを効果的に連携させることで、顧客ニーズに的確に応える営業体制を構築いたします。更に、全社的な組織体制の見直しも進め、より効率的かつ持続的な成長を可能とするため、経営基盤の強化に努めてまいります。

また、積極的な人材投資を通じて人材の確保・育成に注力し、多様な人材が能力を最大限発揮できる組織風土の醸成を進めてまいります。更に、次世代リーダーの育成も同時に進め、人材層の厚みを増し、持続的な成長へと繋げてまいります。

これらを踏まえ、以下の課題に取り組んでまいります。

① ＳＸ（セールス・トランスフォーメーション）推進による営業スタイルの改革

営業組織の生産性向上を図るため、マーケティング、インサイドセールス、フィールドセールスの各機能強化に向けた体制を構築し、顧客獲得戦略の立案と実践に取組みます。

② 新商品開発・新規事業開拓等の事業戦略推進

新商品・新規事業の研究・開発に努めるとともに、マーケットインによるＵＩ・ＵＸ向上など商品力のアップを図ります。また、Ｍ＆Ａによるパートナーシップを活用した事業領域の拡大を目指します。

③ 企業価値向上へのブランド・イメージ戦略の実行と社内機構改革の推進

広告戦略の実行により、経営理念や大切にする価値観、および当社の魅力や独自性を社

会に浸透させ、他社と差別化したブランド・イメージの確立を図ります。また、バックヤード体制の最適化により効率性と生産性を高めるなど、経営資源の最適配置を実現することで、持続的な成長基盤を構築してまいります。

④ アグレッシブな社風を吹込む人事制度改革の実行

目標管理における定量化による公平・公正な評価の実現等を目的とした人事制度改革を行い、個々のモチベーションおよびエンゲージメントの向上を図ります。

⑤ ＤＸ推進による業務インフラの高度化

ＤＸ人材の育成に注力するとともに、推進事業におけるオペレーションの生産性向上を図るため、業務フローの見直しとＡＩ活用による業務インフラの高度化、効率化を推進してまいります。

(6) 財産および損益の状況

区　分	第59期 (2021年8月　1日から 2022年7月31日まで)	第60期 (2022年8月　1日から 2023年7月31日まで)	第61期 (2023年8月　1日から 2024年7月31日まで)	第62期(当期) (2024年8月　1日から 2025年7月31日まで)
取　扱　高	48,092百万円	53,282百万円	57,805百万円	47,864百万円
営業収益	3,599百万円	3,544百万円	3,927百万円	3,838百万円
経常利益	532百万円	479百万円	269百万円	616百万円
当期純利益	373百万円	249百万円	652百万円	212百万円
1株当たり当期純利益	342.27円	224.25円	630.28円	194.93円
総　資　産	37,058百万円	37,650百万円	43,012百万円	40,756百万円
純　資　産	3,168百万円	3,130百万円	3,428百万円	3,278百万円
1株当たり純資産額	1,626.73円	1,895.74円	2,594.46円	2,746.49円

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. １株当たり当期純利益は、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」に基づき算出しております。
3. １株当たり純資産額は、以下の式に基づき算出しております。

$$1株当たり純資産額 = \frac{純資産の部の合計額 - 優先株式の払込金額 - 優先株式の配当額}{期末の普通株式の発行済株式数}$$

4. 第 62 期の事業の経過および成果につきましては、前記(1)に記載のとおりであります。

(7) 重要な親会社および子会社の状況（2025 年 7 月 31 日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱テレプラザ	30 百万円	100.0 ％	携帯電話等販売業
㈱ホテルわこう	20 百万円	100.0 ％	ホテル業
㈱わこう介護サービス	35 百万円	100.0 ％	障がい福祉事業
㈱ＦＣパートナーズ	6 百万円	100.0 ％	クレジット事務代行業

※上記の重要な子会社４社合計の当期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）における売上高は33億73百万円、当期純利益は1億61百万円であります。

(8) 主要な事業内容（2025 年 7 月 31 日現在）

当社は、信用販売を主とした以下の事業を行っております。

〔信用販売事業〕 包括信用購入あっせん部門（クレジットカード業務）
個別信用購入あっせん部門（ショッピングクレジット業務）
信用保証部門（金融機関提携ローン保証業務）
融資部門（キャッシングサービス・消費者ローン業務他）

〔その他事業〕 サンメディア部門（システム開発受託、システム機器・ソフト販売等）、ファクタリング業務、給与前払いサービス、貸ビル業務他

- 包括信用購入あっせん業登録 中国(包)第11号
- 個別信用購入あっせん業登録 中国(個)第４号-５
- クレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録 中国(ク)第10号
- 貸金業登録 鳥取県知事(１)第00318号
- 前払式支払手段(第三者型) 発行登録 中国財務局長 第00131号

○ 一般社団法人 日本クレジット協会 会員
○ 日本貸金業協会 会員
○ 一般社団法人 日本資金決済業協会 会員

(9) 事業所の状況（2025 年 7 月 31 日現在）

〔本　社〕 鳥取県米子市東福原二丁目１番１号
〔支　店〕 山陰、岡山、広島、福岡、関西、名古屋、東京、大宮、東北、札幌
他にサービスデスク２ヶ所（浜田、山口）
〔貸ビル業〕 トワライズビル・わこうビル（米子市）

(10) 従業員の状況（2025年7月31日現在）

区　　分	従業員数	前期比	平均年齢	平均勤続年数
総 合 職	115名	△４名	41.8歳	15.3年
一 般 職	63	―	42.1	11.8
合　　計	178	△４	41.9	14.1

（注）従業員数には、出向者および継続再雇用・嘱託・パートは含んでおりません。

(11) 主要な借入先（2025年7月31日現在）

借　入　先	借 入 額
株式会社山陰合同銀行	12,450 百万円
株式会社商工組合中央金庫	2,391
株式会社広島銀行	2,250
株式会社ＳＢＩ新生銀行	2,220
株式会社中国銀行	2,117
株式会社島根銀行	2,025
島根県農業協同組合	2,005
株式会社みずほ銀行	2,000

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（2025年7月31日現在）

〔発行可能株式総数〕　4,032,080 株　（うち、普通株式 4,032,000 株　優先株式 80 株（1 種））

〔発行済株式の総数〕　1,008,050 株　（うち、普通株式 1,008,000 株　優先株式 50 株（1 種））

（注）2025 年 5 月 30 日付けでＣ種優先株式の一部 30 株を優先株主より取得（強制償還）し、同時に消却したことから、発行済株式の総数は 1,008,050 株（うちＣ種優先株式は 50 株）となりました。

〔株　　主　　数〕　92 名　（うち、普通株式 91 名　優先株式 1 名（1 種））

〔大株主の状況（普通株式）〕

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
１．松栄株式会社	100,000 株	9.920 ％
２．トワライズグループ従業員持株会	69,800	6.924
３．株式会社クローバー・ネットワーク・コム	53,900	5.347
４．株式会社山陰合同銀行	50,400	5.000
４．第一生命保険株式会社	50,400	5.000
４．株式会社鳥取銀行	50,400	5.000
４．株式会社山口銀行	50,400	5.000
４．株式会社ゆめカード	50,400	5.000
４．米子信用金庫	50,400	5.000
４．一畑電気鉄道株式会社	50,400	5.000
４．ＮＴＳホールディングス株式会社	50,400	5.000

３．会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2025 年 7 月 31 日現在）

役　　名	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	古山　英明	監査部・ＣＲ統括部管掌 一般社団法人日本クレジット協会 理事
常務取締役	髙田　裕文	経営統括部長、経営統括部・情報システム部管掌、個人情報監査責任者、セキュリティ統括管理責任者
常務取締役	井上　一生	戦略営業部･営業推進部･サンメディアビジネス部･受付センター管掌、貸金業務管理責任者、前払式支払手段業務管理責任者
常務取締役	野澤　敏昭	総務部長、総務部・経理部・信用管理部・加盟店管理部管掌
取締役	吉田　徹	情報システム部長兼サンメディアビジネス部長
取締役	荒金　啓介	加盟店管理部長、コンタクトセンター・事務サポートセンター管掌、クレジット業務管理責任者、個人情報管理責任者、マネロン・テロ資金供与対策担当
常勤監査役	牧島　史典	
監査役	入江　道憲	入江公認会計士事務所 所長 三光ホールディングス株式会社 社外取締役 鳥取県国民健康保険団体連合会 監事
監査役	中村　栄治	中村・川端・山内法律事務所 弁護士 ローカルエナジー株式会社 社外取締役 米子ガス産業株式会社 社外監査役

（注）1. 監査役入江道憲および中村栄治の両氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

2. 監査役入江道憲氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当の知見を有しております。

3. 当社は、監査役入江道憲および中村栄治の両氏との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額であります。

4. 当社は、保険会社との間において、当社の取締役および監査役等を被保険者とする会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料については、全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用等が補償されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に対する損害等は補償対象外としております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	73 （－）	73 （－）	－ （－）	－ （－）	6名 （ － ）
監査役 （うち社外監査役）	12 （ 2）	12 （ 2）	－ （－）	－ （－）	3名 （2名）
合　計 （うち社外役員）	86 （ 2）	86 （ 2）	－ （－）	－ （－）	9名 （2名）

（注）1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社取締役の報酬総額は、2020年10月29日開催の当社第57期定時株主総会において年額1億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役1名）であります。
3. 当社監査役の報酬総額は、2011年10月26日開催の当社第48期定時株主総会において年額2千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係（2025年7月31日現在）

区 分	氏　名	重 要 な 兼 職 先	重要な兼職先と当社との関係
社外監査役	入 江　道 憲	入江公認会計士事務所 所長 三光ホールディングス株式会社 社外取締役 鳥取県国民健康保険団体連合会 監事	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	中 村　栄 治	中村・川端・山内法律事務所 弁護士 ローカルエナジー株式会社 社外取締役 米子ガス産業株式会社 社外監査役	いずれも重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏　名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	入 江　道 憲	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会8回のうち8回出席し、会計の専門家としての知識や経験に基づき、適宜発言を行っております。
社外監査役	中 村　栄 治	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会8回のうち8回出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき、適宜発言を行っております。

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　分	報酬等の額
① 当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額	35,000千円
② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 上記報酬等の金額について、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、相当と判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の会計監査の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（内部統制システムに関する基本方針）を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①役職員が遵守すべき倫理基準および具体的な行動指針を規定した「倫理綱領」および「行動規範」を制定し、継続的なコンプライアンス研修等により全役職員に周知徹底を図る。

②原則として、全部署に内部管理責任者・内部管理担当者を配置し、更にコンプライアンス統括部署を設置し、コンプライアンスに関する諸施策の企画・指導・法的支援を実施するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、同委員会においてコンプライアンスの状況やコンプライアンス体制確立のための具体的方策の立案や問題点の改善について定期的に審議・協議を行い、検討事項を定期的に取締役会に付議・報告する体制とする。

③コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを期毎に策定し、継続的なコンプライアンス体制の強化・充実を図る。

④営業部門から独立した内部監査部署を設置し、内部監査規程および監査計画にしたがい内部監査を実施する。

⑤内部通報制度を設け、コンプライアンス違反行為等について、当社グループの役職員が当社のコンプライアンス統括部署又は社外窓口（弁護士）に直接通報できる体制とする。

⑥マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止に向け、業務の適切性を確保するための管理体制を整備する。

⑦反社会的勢力に対する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、一元的な管理体制の構築により関係遮断を徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書保存を定める規程にしたがい、適切に保存・保管する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に基づき、リスクを統括管理するリスクマネジメント統括委員会およびリスク種類に応じた専門部会を設け、グループ会社を含めた経営諸活動全般に係る潜在するリスクを統合的に管理し、不測の事態が発生した場合の即応体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会を定例および必要に応じて随時開催し、経営に関する重要事項を決定する。また、経営意思決定の機動性を確保するため、常務会で取締役会付議事項の事前審議を行う体制とする。

②組織規程で定める機構、事務分掌、職務権限にもとづいて効率的な業務執行を実現する。

(5) 子会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

①グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全体に適用する倫理綱領や行動規範を整備するとともに、これを基礎としてグループ各社の諸規程に定

め、経営管理強化を図る体制とする。

②グループ会社は当社の内部監査部署による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役に報告する体制とする。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人、その使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務を補助するための使用人を置くことを求めた場合には、使用人を配置することとし、その任命・異動に際しては、予め常勤監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員および使用人が、監査役に対して、法定事項に加え当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査報告、その他コンプライアンス上の重要な事項等について、速やかに報告をする体制を構築する。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告した役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を規程に明記し、全役職員に周知徹底する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用等を支出するため、毎年、一定額の予算を設ける。また、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会、常勤監査役は取締役会、常務会、その他の重要な会議に出席するほか、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるものとする。

また、代表取締役は監査役との意見交換会を随時開催するほか、内部監査、法令等遵守、リスク管理、財務など内部統制に係わる部署は、監査役との円滑な意思疎通等、連携に努め、監査役が必要な情報収集を行える体制を確保する。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を構築し、内部統制システムを運用しています。運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する取組み

・当社の取締役および使用人が遵守すべき企業倫理・法令遵守の基本原則および具体的な行動指針として「倫理綱領」「行動規範」を制定しており、定期的な研修等により全役職員への徹底を図っております。

・コンプライアンス体制確立のための具体的方策の立案や問題点の改善について審議・協議するため、当期はコンプライアンス委員会を５回開催いたしました。委員会では具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムに基づく実施状況を管理しております。また、ＣＲ統括部が中心となり、コンプライアンス研修を実施するとともに、外部専門家（弁護士、業界団体）を招いて、コーポレートガバナンス、業法対応、およびイ

ンサイダー情報等の管理に関する研修も行うなど、各部署のコンプライアンス体制の確立に向けて取り組んでおります。
・割賦販売法や貸金業法の監督指針に基づく業務運営状況について、コンプライアンス統括部門および各部署の内部管理責任者・内部管理担当者による定期的な検証を行っております。
・内部監査体制としては、内部監査規程および監査計画に基づき監査部による本社・営業店の定期監査およびフォローアップ監査を実施しております。
・内部通報制度を整備し、通報窓口を社内外に設置しており、全社への周知徹底により適切に運用しております。
・マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」といいます。）対策の実効性を確保するため、マネロン・テロ資金供与に関する管理体制等に係る事項を定め、当社のクレジットカード決済や、その他の商品・サービスがマネロン・テロ資金供与に利用されることがないよう、当社の業務分野・事業地域やマネロン・テロ資金供与に関する動向等を踏まえたリスクを勘案し、リスクに見合った低減措置を的確に実施しています。
・反社会的勢力の排除体制として、当期は反社会的勢力対応部会を 4 回開催し、反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組みを推進し、その活動はリスクマネジメント統括委員会への報告を通じて取締役会に取組み状況を報告しております。

(2) リスク管理に関する取組み

・当期はリスクマネジメント統括委員会を 4 回開催し、システムリスク、事故・災害等のリスク、評判・苦情処理等のリスク、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の主要なリスクをリスクファクターごとに検討・取組みを行う部会・会議の活動報告を通じて、リスクの分析・評価、リスクへの対応等を審議し、審議結果を取締役会に報告しております。

(3) 取締役の職務執行体制

・当期は取締役会を 15 回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項等の意思決定および業務執行状況の監督を適切に行っております。また、経営意思決定の機動性を確保するための機関として設置している常務会を、当期は 37 回開催しております。

(4) グループ会社の経営管理に関する取組み

・グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全体に適用する倫理綱領や行動規範を整備し、グループ各社の諸規程を定め、経営管理強化を図っております。また、グループ各社に対しては、当社の監査部による定期的な監査を行い、監査結果は当社の代表取締役に報告して業務の適正を確保する体制を強化しております。

(5) 監査役監査の実効性確保に関する取組み

・取締役および使用人が当社に重大な影響を及ぼす事項、その他コンプライアンス上の重要な事項等については、監査役に対して速やかに報告する体制を維持しております。
・役職員がコンプライアンス上の問題を監査役に報告又は通報したことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、内部通報制度の規程に明示的に定め、周知徹底しております。
・監査役は取締役会および経営会議のほか、各種委員会等の重要会議へ出席し、適宜必要な意見を述べております。
・内部監査部門である監査部ならびに会計監査人から監査内容について説明を受けるとともに、定期的な意見交換を行っております。
・代表取締役と監査役との意見交換会を随時開催することで、適切に意思疎通を図り、経営課題の認識の共有化を図っております。

第 62 期 事業報告の附属明細書

（2024 年 8 月　1 日から
2025 年 7 月 31 日まで）

会社役員の他の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細

第 62 期事業報告における「４．会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。

上記のほか、事業報告に記載した内容以外に補足すべき事項はありません。

以 上

貸 借 対 照 表

〔 2025年 7月31日現在 〕

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**38,112**	**流動負債**	**28,292**
現金及び預金	3,141	買掛金	469
割賦売掛金	34,369	信用保証買掛金	9
信用保証割賦売掛金	9	短期借入金	21,100
売掛金	122	1年以内返済長期借入金	3,397
商品	0	未払金	110
仕掛品	1	未払費用	83
貯蔵品	17	未払法人税等	96
前払費用	112	預り金	192
未収入金	1,014	賞与引当金	41
立替金	34	ポイント制度引当金	24
求償債権	833	債務保証損失引当金	562
その他	18	割賦利益繰延	2,181
貸倒引当金	△ 1,563	リース債務	6
		前受収益	7
固定資産	**2,644**	その他	6
有形固定資産	**1,031**		
建物	156	**固定負債**	**9,185**
構築物	2	長期借入金	8,570
車輌運搬具	0	リース債務	13
工具器具備品	67	再評価差額金に係る繰延税金負債	112
土地	787	退職給付引当金	209
リース資産	18	役員退職慰労引当金	69
		利息返還損失引当金	205
無形固定資産	**33**	その他	5
ソフトウェア	18		
その他	15	**負債合計**	**37,477**
		純資産の部	
投資その他の資産	**1,579**	科目	金額
投資有価証券	603	**株主資本**	**2,907**
関係会社株式	186	**資本金**	**504**
出資金	87	**利益剰余金**	**2,403**
繰延税金資産	624	利益準備金	126
敷金・保証金	38	その他利益剰余金	2,277
長期前払費用	37	繰越利益剰余金	2,277
その他	1	**評価・換算差額等**	**370**
貸倒引当金	△ 1	その他有価証券評価差額金	123
		土地再評価差額金	246
		純資産合計	**3,278**
資産合計	**40,756**	**負債及び純資産合計**	**40,756**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2024年 8月 1日から
2025年 7月31日まで）

科目	金額	
営業収益	百万円	百万円
包括信用購入あっせん	434	
個別信用購入あっせん	1,950	
信用保証	954	
融資	92	
その他営業収益	378	**3,810**
金融収益		
受取利息	0	
受取配当金	28	28
営業収益合計		**3,838**
営業費用		
販売費及び一般管理費	2,847	
その他営業費用	103	**2,951**
金融費用		
支払利息		360
営業費用合計		**3,311**
営業利益		527
営業外収益		
利息返還損失引当金戻入額	73	
雑収入	22	95
営業外費用		
支払利息（リース）	2	
雑損失	4	6
経常利益		616
特別損失		
債務保証損失引当金繰入額	175	
関係会社株式評価損	49	
事業再構成関連費用	56	
その他特別損失	2	283
税引前当期純利益		332
法人税・住民税及び事業税		180
法人税等調整額		△ 59
当期純利益		212

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2024年 8月 1日から
2025年 7月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	504	－	－	126	2,394	2,520	－	3,024	153	250	404	3,428
当期変動額												
剰余金の配当					△23	△23		△23				△23
当期純利益					212	212		212				212
自己株式の取得							△305	△305				△305
自己株式の消却		△305	△305				305	－				－
その他資本剰余金の負の残高の振替		305	305		△305	△305		－				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									△29	△3	△33	△33
当期変動額合計	－	－	－	－	△116	△116	－	△116	△29	△3	△33	△149
当期末残高	504	－	－	126	2,277	2,403	－	2,907	123	246	370	3,278

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

（２）棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・仕掛品	個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品	移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法 ただし、1998 年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに 2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 なお、自社利用ソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金	債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権及び管理債権（３ヶ月遅延等期限の利益を喪失した債権）については貸倒実績率等を勘案して必要額を、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

（2）賞　与　引　当　金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
（3）ポイント制度引当金	カードポイント制度によりカード会員に付与したポイントの商品交換による費用負担に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
（4）債務保証損失引当金	債務保証による損失に備えるため、有担保保証等で個別に引当てた信用保証残高については一定の条件のもと個別に担保価格を計算したうえ引当額を算出し、当該保証残高以外の信用保証残高については代位弁済率及び貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を計上しております。
（5）利息返還損失引当金	将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。
（6）退 職 給 付 引 当 金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定率法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定率法により発生時の翌事業年度から費用処理しております。
（7）役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は主に信販業を営んでおり、顧客手数料については業界の実務慣行とされている会計処理方法によって収益を認識しております。
また、加盟店手数料やカード年会費、システム関連業務の収益については、「収益認識に関する会計基準」等に基づき、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

（１）顧客手数料

期日到来基準とし、次の方法によっております。

包括信用購入あっせん	残債方式及び７・８分法
個別信用購入あっせん	７・８分法
信　用　保　証	主として残債方式
融　　　　資	残債方式

（注）計上方法の内容は次のとおりであります。

１．残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の到来のつど算出額を収益計上する方法であります。

２．７・８分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。

（２）加盟店手数料

加盟店に対し立替払いした時点で履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

（３）カード年会費

カード会員規約に基づき、期間の経過に応じて履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

（４）システム売上

システム機器やプログラムプロダクト等の販売については、顧客との販売契約に基づいて商品または製品を引き渡す履行義務を負っており、顧客が商品または製品を検収した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。
受託業務については、主に顧客との契約に基づいて、データ入力等のアウトソーシングサービスを提供する履行義務を負っており、当該契約は一定の期間にわたりサービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

５．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

（１）関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

①割賦方式における営業収益の計上	割賦方式における営業収益は、「４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、主に期日到来基準によっております。なお、期日未到来の営業収益については、貸借対照表の流動負債に割賦利益繰延として計上しております。
②金融収益及び金融費用の表示方法	金融収益及び金融費用は、その性格が本来の営業に関わる収益及び費用であると考えられるため、損益計算書上、金融収益は主要な営業収益とは別に金融収益という項目を設けて営業収益に含め、金融費用は販売費及び一般管理費、その他の営業費用とは別に金融費用という項目を設けて営業費用に含めて記載しております。
③信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金	顧客の債務を保証する業務のうち、当社が集金する保証残高については貸借対照表の流動資産に信用保証割賦売掛金として、また流動負債に信用保証買掛金として両建て計上しております。

（２）グループ通算制度の適用	当社はグループ通算制度を適用しております。

Ⅱ　会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号　2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号　2022 年 10 月 28 日)第 65-２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ　収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表　Ⅰ重要な会計方針に係る事項に関する注記　４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

Ⅳ　表示方法の変更に関する注記

求償債権の表示方法の変更

求償債権の表示方法は、従来、貸借対照表上、立替金に含めて表示しておりましたが、会計事象等を財務諸表により適切に反映するため、当事業年度より、求償債権(当事業年度 833 百万円)として表示しております。

Ⅴ　重要な会計上の見積りに関する注記

１．貸倒引当金

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額　　1,564 百万円

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の貸倒引当金は、一般債権及び管理債権（３ヶ月遅延等期限の利益を喪失した債権）については貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を計上しており、貸倒懸念債権等特定の債権については、延滞期間や顧客の支払能力等を考慮し、将来の回収不能見込額を見積り、必要な額を計上しております。

貸倒引当金の見積りにあたっては、過去の一定期間における貸倒実績の趨勢が今後も継続するという仮定と一部の延滞債権の回収リスクを勘案し、算出しております。

将来、経済環境の大幅な変化や予測困難な事象の発生等により顧客の支払能力が低下した場合には、貸倒引当金の追加計上または貸倒損失が発生する可能性があります。

２．債務保証損失引当金

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額　　562 百万円

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の債務保証損失引当金は、有担保保証等で個別に引当てた信用保証残高については一定の条件のもと個別に担保価格を計算したうえ引当額を算出し、当該保証残高以外の信用保証残高については代位弁済率及び貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を計上しております。

債務保証損失引当金の見積りにあたっては、過去の一定期間における代位弁済及び貸倒実績の趨勢が今後も継続するという仮定のもと、算出しておりますが、当事業年度に個人ローンの一部で架空のローン申込みによる融資金詐取が発覚したため、当該保証債務残高 175 百万円については全額引当金に計上しております。

将来、経済環境の大幅な変化や予測困難な事象の発生等により顧客の支払能力が低下した場合には、債務保証損失引当金の追加計上が発生する可能性があります。

３．利息返還損失引当金

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額　　205 百万円

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、利息制限法が定める上限を超える利率により融資契約を締結した顧客からの利息返還請求に備えるため、利息返還損失引当金を計上しております。

利息返還損失引当金の見積りにあたっては、主として過去の返還請求件数実績と平均返還単価実績から、将来の返還請求見込件数と平均返還単価の予測値を推測し、今後一定期間の返還請求見込額を算出しております。

今後の顧客からの返還請求の動向が、翌事業年度の利息返還損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅵ　貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

（１）担保に供している資産

割 賦 売 掛 金	23,815	百万円
建　　　　物	113	
土　　　　地	787	
計	24,716	

（２）担保に係る債務

短 期 借 入 金	21,100	百万円
長 期 借 入 金（１年以内返済予定の長期借入金含む）	11,968	
計	33,068	

２．有形固定資産の減価償却累計額　　2,002　百万円

３．保証債務の内容及び金額

融資保証残高　　77,966　百万円

４．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	8	百万円
短期金銭債務	4	

５．取締役、監査役に対する金銭債権　　0　百万円

６．割賦売掛金

部　門	期　末　残　高
包括信用購入あっせん	4,276　百万円
個別信用購入あっせん	28,918
融　　　　　資	1,174
計	34,369

７．割賦利益繰延

部　門	期　末　残　高
包括信用購入あっせん	74　百万円
個別信用購入あっせん	2,022
信　用　保　証	84
計	2,181

８．土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（1998 年３月 31 日公布法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(1999 年３月 31 日改正)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法　　土地の再評価に関する法律施行令（1998 年３月 31 日公布政令第 119 号）第２条第４号によるところの地価税の計算のために公表された価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日　　2000 年７月 31 日

・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　　△597 百万円

Ⅶ　損益計算書に関する注記

１．関係会社との取引高

営業取引高	営 業 収 益	67 百万円
	営 業 費 用	10

２．顧客との契約から生じる収益

営業収益のうち、顧客との契約から生じる収益は 3,771 百万円であります。

３．部門別取扱高

部　　門	取　扱　高	（内元本取扱高）
包括信用購入あっせん	10,924 百万円	（10,831） 百万円
個別信用購入あっせん	15,055	（13,783）
信　用　保　証	20,688	（20,688）
融　　資	816	（816）
そ　の　他	378	―
計	47,864	（46,120）

４．特別損失

（１）債務保証損失引当金繰入額は、当社が保証会社である金融機関取扱い個人ローンの一部において、架空のローン申込みによる融資金詐取が発覚したため、保証債務を履行した場合における求償権につき取立不能または取立遅延のおそれが生じたことに伴う引当金繰入額であります。

（２）関係会社株式評価損は、株式会社ＦＣパートナーズの株式減損処理に伴う評価損であります。

（３）事業再構成関連費用は、ＪＣＢブランドによるクレジットカードサービスの提供終了に伴う費用であります。

Ⅷ　株主資本等変動計算書に関する注記

１．当事業年度の末日における発行済株式の総数

普　通　株　式	1,008,000 株
Ｃ種優先株式	50 株

２．当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2024 年 10 月 25 日の定時株主総会において、次のとおり決議致しました。

配当金の総額	23,288,000　円
普　通　株　式　配当金の総額	10,080,000　円
Ｃ種優先株式　配当金の総額	13,208,000　円
配当金の原資	利益剰余金
普通株式１株当たり配当額	10　円
優先株式１株当たり配当額	165,100　円
基　準　日	2024 年　7 月 31 日
効力発生日	2024 年 10 月 28 日

３．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025 年 10 月 24 日の定時株主総会において、次のとおり提案する予定であります。

配当金の総額	20,480,000　円
普　通　株　式　配当金の総額	10,080,000　円
Ｃ種優先株式　配当金の総額	10,400,000　円
配当金の原資	利益剰余金
普通株式１株当たり配当額	10　円
優先株式１株当たり配当額	208,000　円
基　準　日	2025 年　7 月 31 日
効力発生日	2025 年 10 月 27 日

Ⅸ　税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸倒償却	377	百万円
債務保証損失引当金	175	
関係会社株式評価損	118	
退職給付引当金	65	
利息返還損失引当金	63	
その他	75	
繰延税金資産小計	877	
評価性引当額	△193	
繰延税金資産合計	683	
繰延税金負債		
土地再評価差額金	△112	
その他有価証券評価差額金	△57	
その他	△1	
繰延税金負債合計	△172	
繰延税金資産の純額（△は繰延税金負債）	511	

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第 13 号）が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026 年 8 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を 30.46％から 31.36％に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 5 百万円増加し、法人税等調整額が 10 百万円、その他有価証券評価差額金が 1 百万円、土地再評価差額金が 3 百万円、それぞれ減少しております。

３．法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果の会計処理並びに開示を行っております。

Ｘ　金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に関する取組方針

当社グループは、個別信用購入あっせん、包括信用購入あっせん、融資、信用保証を主とした信販事業を主力としております。これらの事業を行うため、市場の状況を踏まえながら、固定金利や変動金利、長短のバランスを調整して銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。資金運用については主に流動性の高い金融資産にて行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、個別信用購入あっせん、包括信用購入あっせん、融資、信用保証を主とする信販事業による金銭債権で構成されており、顧客の契約不履行や加盟店の倒産等によってもたらされる信用リスクに晒されております。信販事業の一部については、いわゆるグレーゾーン金利を含む貸付金があり、利息返還請求を受ける可能性があります。

投資有価証券は、取引先との関係維持・強化、取引円滑化を目的に保有している株式であります。これらは、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融機関からの借入金は、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる可能性があり、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、一部変動金利の借入れを行っており、金利の変動リスクに晒されております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及び差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「未収入金」、「買掛金」、「短期借入金」等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
（１）割賦売掛金	34,369		
貸倒引当金	△816		
割賦利益繰延	△2,096		
	31,456	30,563	△892
（２）投資有価証券			
その他有価証券	358	358	―
（３）長期借入金（1年以内返済長期借入金含む）	11,968	11,959	△8

（注１）割賦売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注２）割賦売掛金に対応する割賦利益繰延のうち、利用者手数料を控除しております。

（注３）市場価格がない株式等は、「（２）投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区　分	当事業年度
その他有価証券	
非上場有価証券	245
出資金	87
合　計	333
関係会社株式	186

（注４）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）割賦売掛金

将来キャッシュ・フローが見積り可能な債権のうち残存期間が１年超の債権については、同様の新規契約を行った場合に想定される利率にその他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮した割引率により割り引いて時価を算定しており、重要な観察できないインプットを用いていることからレベル３に分類しております。その他の債権については、残存期間が概ね１年以内の債権であり、時価は貸倒引当金を控除した金額に近似していることから当該価額を時価としており、レベル３に分類しております。

（２）投資有価証券

投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しており、レベル１の時価に分類しております。

（３）長期借入金（一年以内返済長期借入金含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル２の時価に分類しております。

XI　関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

XII　１株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,746円49銭
1株当たり当期純利益	194円93銭

(注)　１株当たり純資産額は以下の式に基づき算定しております。

$$1株当たり純資産額 = \frac{純資産の部の合計額 - 優先株式の払込金額 - 優先株式の配当額}{期末の普通株式の発行済株式数}$$

独立監査人の監査報告書

2025年9月18日

株式会社トワライズ
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	泉　淳一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	角　真一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トワライズの2024年8月1日から2025年7月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2024年８月１日から2025年７月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役、使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年９月24日

株式会社トワライズ　監査役会

常勤監査役　牧島史典　㊞

監査役　入江道憲　㊞

監査役　中村栄治　㊞

(注)監査役入江道憲及び監査役中村栄治は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

１．議決権の代理行使の勧誘者

株 式 会 社 ト ワ ラ イ ズ
代表取締役社長 古山 英明

２．議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第62期の期末配当につきましては、当期の業績と当社を取巻く経営環境等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき	10円
普通株式配当金総額	10,080,000円
当社優先株式１株につき	208,000円
Ｃ種優先株式配当金総額	10,400,000円
総　　額	20,480,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年10月27日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

2025年5月30日に当社発行Ｃ種優先株式の一部30株を優先株主より取得（強制償還）し、同時に消却いたしましたので、現行定款第5条に記載の発行可能株式総数を減じるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（変更箇所は下線の部分のとおりであります。）

現 行 定 款	変 更 案
第5条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、<u>4,032,080</u>株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする 普通株式　4,032,000株 Ｃ種優先株式　<u>80</u>株	第5条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、<u>4,032,050</u>株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする 普通株式　4,032,000株 Ｃ種優先株式　<u>50</u>株

第３号議案　取締役６名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（６名）が任期満了となりますので、改めて取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数	取締役会 出席状況
古 山　英 明 (1962年9月6日生) 再任	1986年 4月　株式会社山陰合同銀行入行 2015年 6月　同　執行役員 経営企画部長 2018年 6月　同　常務執行役員 2021年 6月　同　専務執行役員 2022年 8月　同　退任 2022年 8月　当社入社 顧問 2022年10月　当社代表取締役社長（現任） 2025年 6月　一般社団法人日本クレジット協会理事（現任）	―	15回/15回 (100%)
髙 田　裕 文 (1966年11月11日生) 再任	1989年 4月　当社入社 2016年10月　当社執行役員 経営統括部 経営企画グループ長 2017年10月　当社取締役 経営統括部長 2021年10月　当社常務取締役 経営統括部長(現任)	800株	15回/15回 (100%)
井 上　一 生 (1964年6月22日生) 再任	1987年 4月　株式会社ブライダル山田屋入社 1989年 5月　同　退職 1989年 5月　当社入社 2018年10月　当社執行役員 営業統括部長 2019年10月　当社取締役 営業統括部長 2021年10月　当社常務取締役 営業統括部長 2022年 8月　当社常務取締役（現任）	―	15回/15回 (100%)
野 澤　敏 昭 (1964年7月21日生) 再任	1988年 4月　株式会社山陰合同銀行入行 2018年 6月　同　総合事務部長 2020年 1月　同　退職 2020年 2月　当社入社 上席執行役員 総務経理部長 2020年10月　当社取締役 総務経理部長 2021年10月　当社常務取締役 総務経理部長 2024年 8月　当社常務取締役 総務部長（現任）	―	15回/15回 (100%)
吉 田　徹 (1963年11月6日生) 再任	1987年 4月　富士通株式会社入社 2016年 4月　同　中国支社 山口支店長 2019年 3月　同　退職 2019年 4月　当社入社 執行役員 システム部長 2019年10月　当社上席執行役員 システム部長 2020年 8月　当社上席執行役員 情報システム部長兼サンメディアビジネス部長 2020年10月　当社取締役 情報システム部長兼サンメディアビジネス部長（現任）	―	15回/15回 (100%)
荒 金　啓 介 (1964年11月11日生) 再任	1987年 4月　株式会社山陰合同銀行入行 2016年 7月　同　鳥取県庁支店長 2019年 7月　当社出向 2019年11月　株式会社山陰合同銀行退職 2019年12月　当社入社(転籍)　執行役員 加盟店管理部長 2020年10月　当社上席執行役員 加盟店管理部長 2021年10月　当社取締役 加盟店管理部長（現任）	―	15回/15回 (100%)

（注）1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には、各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約では、被保険者が行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用等が補償されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に対する損害等は補償対象外としております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

第４号議案　監査役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 牧島史典氏が辞任されます。つきましては、その補欠として監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
國　野　　俊　明 （1964 年 11 月 4 日生） 新任	1988年　4月　当社入社 2016年11月　当社経営統括部総務グループ長 2019年10月　当社総務経理部長兼総務グループ長 2020年　2月　当社総務経理部副部長 2020年　3月　当社監査部副部長 2021年10月　当社監査部長 2024年11月　当社監査部 継続再雇用社員（現任）	―

【監査役候補者とした理由】

國野俊明氏は、総務部門および監査部門における豊富な業務経験を有し、その経験によって培われた内部監査等に関する知見に基づいて、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに監査役候補者といたしました。

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、監査役を被保険者として、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約では、被保険者が行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用等が補償されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に対する損害等は補償対象外としております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

第５号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役を退任される牧島史典氏に対し、その在任中の功労に報いるため、役員退職慰労金制度に基づき、基準の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
牧島　史典	2019年 4月　当社上席執行役員 監査部長 2019年10月　当社取締役 監査部長 2021年10月　当社常勤監査役　　現在に至る

以上